

環境アセスメントに係るお知らせ

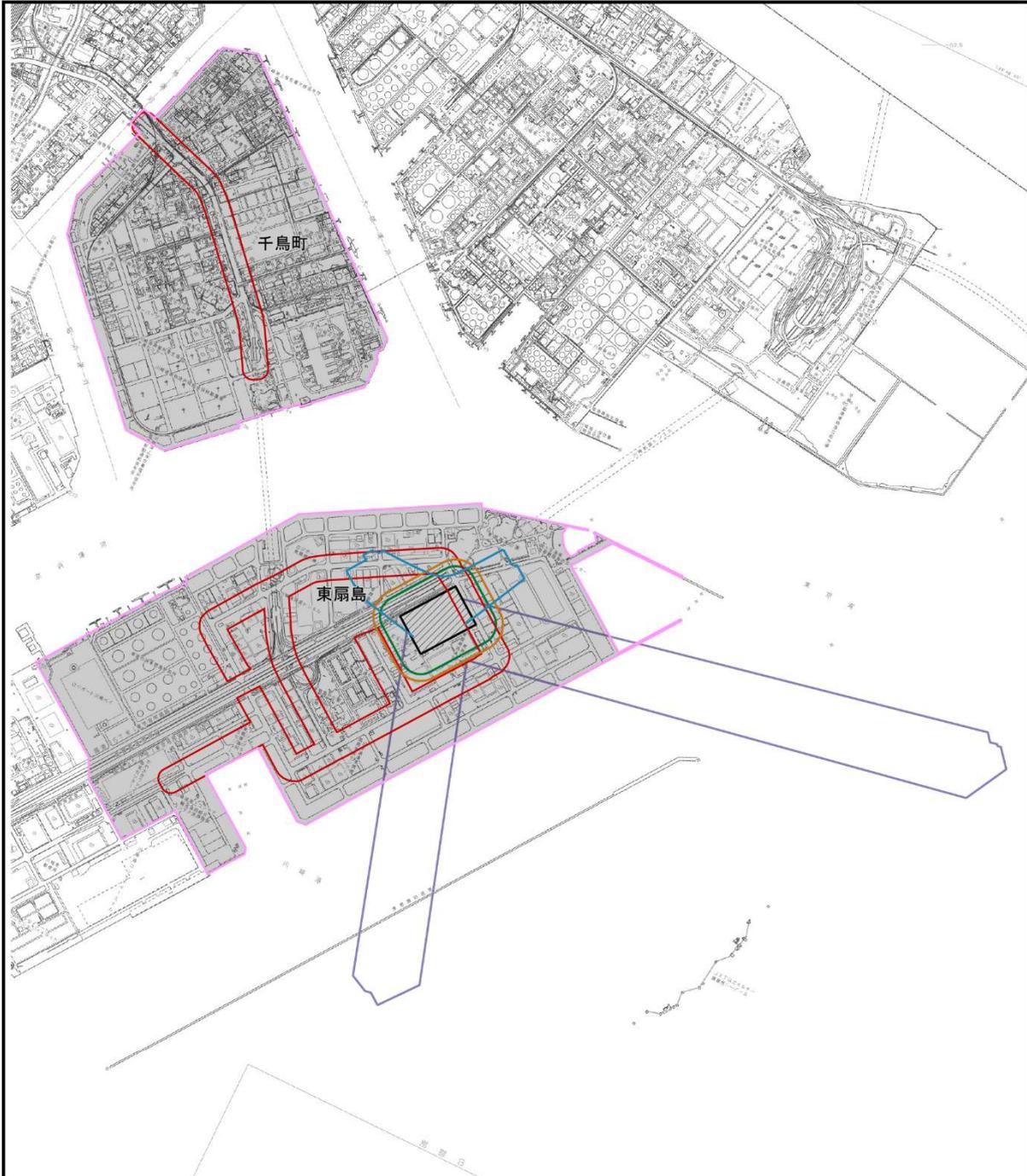
令和6年8月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

基本的事項 指定開発行為の	指定開発行為者	RW東扇島特定目的会社 取締役 田淵 安春
	名称	（仮称）東扇島物流施設建設計画
	種類	大規模建築物の新設（第2種行為） 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
	実施区域	川崎市川崎区東扇島23番地1号
	目的	物流施設の建設
	内容	延べ面積：約302,360㎡ 開発区域の面積：約66,120㎡
	施行期間	令和7年7月から令和11年1月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年8月30日（金）～令和6年9月13日（金） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて条例見解書の内容をご覧ください。
	縦覧場所及び時間	川崎区役所（12階）・大師支所（2階）・ 環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。土・日曜日は除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合が必要であると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 条例公聴会は、 10月19日（土） 日中の開催を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	

条例環境影響評価準備書の関係地域図



凡 例

-  計画地
-  町丁界
-  関係地域

-  計画地敷地境界から100mの範囲
-  最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲
-  計画地敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍（約134m）の範囲
-  日照障害が及ぶおそれがある範囲
-  テレビ受信障害が生じるおそれがある範囲

関係地域の範囲：川崎区 東扇島の一部、千鳥町

0 300 600 900m

